明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○溶融亜鉛めっき鉄線に対して課する不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する電気めっきによる工程を経て製造した亜鉛めっき鉄線である旨の証明書の提出に関する省令（**財務**五七）　一
○溶融亜鉛めっき鉄線に対して課する不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する電気めっきによる工程を経て製造した亜鉛めっき鉄線である旨の証明書の発給に関する省令（**経済産業**九一）　三
○建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（**経済産業・国土交通**三）　三
〔告　示〕
○輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件（**財務**三〇八）　一三
○大韓民国及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする溶融亜鉛めっき鉄線について関税定率法第八条第一項の規定により不当廉売関税を課することが決定した件（**同**三〇九）　一五
○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（**文部科学**一五三）　一七
○医療法第六条の十一第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める団体の一部を改正する件（**厚生労働**三五〇）　一八
○建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針の一部を改正する件（**国土交通**一二五三）　二〇
〔**官庁報告**〕
官庁事項
令和四年度第二・四半期予算使用の状況（内閣）　六七
令和四年度第二・四半期国庫の状況（同）　六七
〔**公　告**〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　二〇
地方公共団体
行旅死亡人関係　八二
会社その他
会社決算公告　八五

省令

○財務省令第五十七号

溶融亜鉛めっき鉄線に対して課する不当廉売関税に関する政令（令和四年政令第三百七十二号）第一条第一項第一号の規定に基づき、溶融亜鉛めっき鉄線に対して課する不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する電気めっきによる工程を経て製造した亜鉛めっき鉄線である旨の証明書の提出に関する省令を次のように定める。

令和四年十二月七日

財務大臣　鈴木　俊一

溶融亜鉛めっき鉄線に対して課する不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する電気めっきによる工程を経て製造した亜鉛めっき鉄線である旨の証明書の提出に関する省令

溶融亜鉛めっき鉄線に対して課する不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する電気めっきによる工程を経て製造した亜鉛めっき鉄線である旨の証明書の提出に関する省令（当該証明に係る物品について関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第十四条第一項に規定する蔵入れ申請等がされる場合（以下「蔵入れ申請等の場合」という。）にあっては当該蔵入れ申請等とし、当該証明に係る物品が特例申告に係る貨物である場合（蔵入れ申請等の場合を除く。）にあっては当該特例申告とする。）に際し税関長に提出するものとする。

附　則

この省令は、公布の日の翌日から施行する。

○経済産業省令第九十一号

溶融亜鉛めっき鉄線に対して課する不当廉売関税に関する政令（令和四年政令第三百七十二号）第一条第一項第一号の規定に基づき、溶融亜鉛めっき鉄線に対して課する不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する電気めっきによる工程を経て製造した亜鉛めっき鉄線である旨の証明書の発給に関する省令を次のように定める。

令和四年十二月七日

経済産業大臣　西村　康稔

溶融亜鉛めっき鉄線に対して課する不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する電気めっきによる工程を経て製造した亜鉛めっき鉄線である旨の証明書の発給に関する省令

（証明書の交付申請）

第一条　溶融亜鉛めっき鉄線に対して課する不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号の証明書（以下単に「証明書」という。）の交付を受けようとする者は、別記様式による申請書に、当該証明書に係る亜鉛めっき鉄線が電気めっきによる工程を経て製造したものである旨を証する書面を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。